

第 2 2 期 第 1 回
和歌山県内水面漁場管理委員会
議 事 録

日 時 : 令和 7 年 2 月 1 2 日 (水)
午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 2 5 分まで

場 所 : 和歌山市雑賀屋町 1 9 番地
和歌山県薬剤師会館 4 階 大会議室

第 2 2 期第 1 回和歌山県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 2 月 1 2 日 (水)
午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 2 5 分まで
- 2 場 所 和歌山市雑賀屋町 1 9 番地
和歌山県薬剤師会館 4 階 大会議室
- 3 議 題
- (1) 会長、会長職務代理者の選出について
 - (2) 議席の決定について
 - (3) 第五種共同漁業権に係る増殖目標量の設定等について
 - (4) 漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告 (第五種共同漁業権) について (報告)
 - (5) その他
- 4 出席者
- (委 員) [議席順]
川口恭弘、梶村麻紀子、小久保友義、丸山清重、大屋敏治、
中垣 剛、森岡康次、藤村全史、稲野俊直、木元伸彦
- (県)
木村水産局長、岸裏水産振興課長、島村副課長、
奥山資源管理課長、嶋本課長補佐兼漁業調整班長、赤松副主査
- (振興局)
内海主査 (海草)、河里副主任 (那賀)、大橋主査 (有田)、
上出主任 (日高)、井手主任 (西牟婁)、白石主任 (東牟婁)
- (事務局)
奥山事務局長、伊勢田書記
- 5 議事内容 (午後 1 時 3 0 分開会)
- 奥山事務局長 只今から、第 22 期第 1 回和歌山県内水面漁場管理委員会を開
催します。
- 私は、資源管理課長兼内水面漁場管理委員会事務局長を担当し
ております、奥山でございます。よろしくお願いたします。
- 本日は、10 名全員の委員の出席があり、過半数に達しており
ますので、本日の委員会が成立していることをご報告します。

はじめに、水産局長の木村から、ご挨拶させていただきます。

木村 皆様、どうもありがとうございます。水産局長の木村でございます。
水産局長 ます。本日、第22期第1回和歌山県内水面漁場管理委員会が開催されるにあたり、ご挨拶を申し上げます。

皆様につきましては、令和6年12月1日をもって、委員として選任させていただきました。今後4年間にわたり、よろしくお願いいたします。

さて、本県は豊かな清流に恵まれ、そして、多くの方々のご協力により、アユやアマゴなどの漁業・遊漁が盛んに行われております。漁場環境の変化など、内水面を取り巻く状況は厳しいと承知しておりますけれども、県としましては、県内だけではなく、県外にも誇れる河川となることを期待しており、関係者一丸となり、内水面振興に繋がる施策などを、共に実施して参りたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

今後、皆様には、漁業権の免許や増殖目標量の設定など、本県内水面漁業や遊漁の根幹に関わる様々な案件をご審議いただくこととなります。

多様なお立場から、忌憚のないご意見を賜りたく存じますので、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、第1回の委員会開催にあたっての、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

奥山 ここで、委員の皆様を名簿の順にご紹介させていただきます。
事務局長

委員の紹介（五十音順）

次に、県職員の紹介をさせていただきます。

県職員の紹介（着席順）

続きまして、内水面漁場管理委員会事務局職員を紹介させていただきます。実務を担当します、書記の伊勢田真嗣でございます。私、委員会事務局長の奥山芳生でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

ここで、水産局長は、公務の都合により、退席させていただきます。

それでは、会議次第に従いまして、仮議長の選出に移らせていただきます。仮議長の選出でございますが、選出の方法について、ご意見をいただきたいと思います。

森岡委員 事務局一任。

奥山 事務局局長 ただ今、森岡委員から事務局一任という声がありました。事務局一任ということで、事務局からご説明いたします。

伊勢田書記 それでは、事務局から提案させていただきます。仮議長につきましても、小久保委員さんをお願いしてはと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしとのことですので、小久保委員さんをお願いすることといたします。小久保委員さん仮議長席へ移動をお願いします。

(仮議長席へ移動)

小久保 只今、ご指名をいただきました小久保でございます。会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

仮議長 皆様方のご協力をお願いいたしまして、会議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議事に入ります前に、お手元のファイルの委員会諸規程につきまして、事務局から簡単に説明をお願いします。

伊勢田書記 それでは、事務局から説明させていただきます。説明に入る前に、本日の資料の確認をお願いします。

会議次第、五十音順の委員名簿、資料1「第五種共同漁業権に係る増殖目標量の設定等について」、資料2「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（第五種共同漁業権）」について

(報告)、参考資料「第20回全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会」、緑色のファイル「内水面漁場管理委員会諸規程」でございます。

お揃いでしょうか。それでは、少し長くなりますが、順に説明させていただきます。お手元の緑色のファイルをご覧ください。

最初に委員会の構成等について説明をいたします。委員の皆様方におかれましては、既にご承知のとおり、漁業に関する基本の法律として、漁業法が定められております。

お手元のファイルの青色の見出しの7番目に、漁業法を添付しておりますので、ご覧ください。

2ページの第1条、漁業法の目的としまして「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」と規定されております。

そして、大きく飛んで49ページでございます。第171条第1項に「都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。」と規定されており、この規定と、地方自治法の規定に基づいて、当委員会が設置されております。

同条第3項において「委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。」と、所掌事項の範囲が規定されております。委員会は、先に述べました漁業法の目的を達成するために、所掌事項に関して様々な事務を執行する行政委員会となっております。

続いて、次の50ページ、第172条第2項において、委員は、「内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、内水面において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者（漁業を営む者を除く。）を代表すると認められる者及び学識経験がある者」の中から知事が選任することになっており、第3項において、委員の定数は10名と定められております。

お戻りいただきまして42ページ、委員の任期についてです。第143条第1項の準用により、「委員の任期は、4年とする。」とされております。従いまして、皆様の任期は令和6年12月1日から令和10年11月30日までの4年間でございます。

また、資料は添付しておりませんが、本県の、委員会の委員等の給与等に関する条例に基づき、報酬につきましては、委員は月額6,000円、会長は月額7,700円を支給させていただきます。ま

た、会議の出席にあたり必要な旅費につきましても、同条例の定めに基づいて支給させていただきます。

続きまして、お手元のファイルの青色の見出しの1番目、委員会の機能と権限について、主な事項を説明させていただきます。

先ほども触れましたが、漁業法第171条第3項において、委員会の所掌事項として「当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。」とされており、委員会の権限は多岐に渡ります。

1番目は諮問事項です。「諮問」とは、知事が委員会に意見を聴くことです。委員会は、これに対して意見を述べること、すなわち答申を行います。

まず、ア 漁業法、水産資源保護法の関係です。(1)は、漁業調整規則の制定・改廃に関する事項です。知事は、漁業調整規則の制定や改廃をしようとするときは、委員会の意見を聴かなければならないとされています。このように、委員会は意見を求められた事項について審議し、答申することが決められています。

(2)から(19)は、漁業権に関する事項であり、漁業権の免許の審査について、知事は委員会に意見を聴くこととされております。本県において、内水面漁業に係る漁業権は第五種共同漁業権に分類され、その存続期間は、漁業法第75条第1項により10年間となります。先般、免許期間を令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間とする第五種共同漁業権の免許の切り替えが行われまして、第21期の委員会でご審議いただいたところです。漁業法第67条第1項において、知事は、漁業権の全体計画となる内水面漁場計画を5年ごとに見直し、現状に適した計画を策定することとされております。第22期の期間中にも漁業権関係のご審議をお願いすることになるかと存じます。

次に少し飛んで(22)及び(23)は、第5種共同漁業権の増殖義務に関する事項です。第5種共同漁業権の免許を受けた者は、放流や産卵場造成などの増殖を行うことが必要とされております。増殖の関係については、後ほどの議題で改めて触れさせていただきます。

(24)及び(25)は、遊漁規則に関する事項です。第五種共同漁業権は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が免許を受けることとなりますが、免許を受けた者は、組合員以外の者が行う遊

漁について制限をしようとするときは、遊漁規則を定めることとされています。漁業協同組合等から遊漁規則の認可申請があったとき、知事は、委員会の意見を聴くこととされています。

飛びまして、次に、イ 和歌山県漁業調整規則に関する事項です。(1) から (9) までは漁業の許可に関する事項、(10) から (16) までは、内水面における水産動植物の採捕の許可に関する事項です。採捕の許可について補足しますと、漁業者に限らず、内水面において特定の漁具、漁法により水産動植物を採捕しようとする場合は、知事の許可を受ける必要があります、このことを採捕の許可と呼び、規則において規定を設けているところです。

2 番目は、建議事項です。知事に対して意見や要望を申し述べるといえるものです。後にご説明しますが、委員会指示に従わない者がいる場合、委員会は、指示に従うべき旨の命令を出すよう、知事に申請する権限を持っています。

3 番目は、決定事項です。委員会は、自らが決定機関として、裁定や指示に関する権限を持っています。

このうちの指示については、いわゆる「委員会指示」と言われるものです。漁業法第 120 条第 1 項において、「水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。」とされています。委員会が必要であると認めるときは、法令に反しない範囲内で、誰に対しても指示を出すことができるということとございます。現在、当委員会においても、コイヘルペスウイルスに関する委員会指示と、潜水器漁法の禁止に関する委員会指示を発出しております。これらについては、今後の委員会で、指示の発出に係るご審議をいただく予定としてございます。

次のページ、4 番目は、報告の徴収・検査等です。委員会の所掌事項を処理するために、必要な報告の徴収、調査、測量、検査等を実施する権限を有してございます。

5 番目、その他としまして、(1) から (9) までですが、委員会では、公聴会の開催や意見の聴取を実施することとされております。これらについては、委員会で規程を設けておりますの

で、後ほど改めて触れさせていただきます。(10)ですが、漁業権の活用状況等について、知事は、1年に1回以上、委員会に必要な報告を行うこととされております。本日の議題において、県から報告予定となっておりますので、後ほど、ご確認いただきます。(13)は、委員会において、毎年、第五種共同漁業権の増殖目標量を決定し、公示するというものです。こちらも本日の議題になっておりますので、後ほどご審議をいただきます。以上が、機能と権限についてです。

続いて、次の見出し、委員会事務規程をご覧ください。主な事項を説明いたします。第4条で、委員の互選により会長及び職務代理者をおくと規定しております。第6条第1項で「定数の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。」、第2項で「議事は法令で特別に定める場合を除くほか、出席委員の過半数で決する。」、第3項で「委員会は公開とする。」としてございます。第7条及び第8条で、あらかじめ通知した事項に限り、自由に質疑し、議決することができるとしてございます。これは、議題以外のことについては、審議が出来ないということでございます。次に、議事録についてです。第11条で「議事録は会長及び会長が指名する出席委員2名以上が、これに署名するものとする。」と規定してございます。また、第12条で「議事録は一般の縦覧に供する。」と規定してございます。議事録は、誰でも自由に内容を見られることになっております。発言をする時は、この点を充分念頭に置いてお願いいたします。

なお、議事録については、漁業法第145条第4項及び同法施行規則第47条において、会議の終了後、遅滞なく、インターネットなど適切な方法により公表することが規定されております。そのため、委員会の議事録は、県ホームページで公開していきたいと考えておりますのでご了承ください。

次の見出し、議事運営規程をご覧ください。主な事項としまして、第4条で「会議の議長には、会長が当たる。」、第8条で「会議中における発言は、すべて議長の許可を得た後でなければならない。」ことなどを定めております。

次の見出し、公聴会に関する規程でございます。知事は漁業権の全体計画である内水面漁場計画の案を作成したときは、委員会の意見を聴かなければならないとされており、委員会が意見を述

べようとするときは、漁業法第64条第5項に基づき、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見を聴かなければならないとされております。本規程は、この公聴会の開催に関する規程です。主な事項として、第2条において、開催にあたっては、あらかじめその決議をしておかなければならないこと、第3条で、公聴会においては、討論や、評決、すなわち賛否の意思表示は行わないことなどを規定しております。

続きまして、次の見出し、意見の聴取に関する手続規程をご覧ください。漁業権の取消しのように、知事が、当事者に大きな影響を及ぼし得る行政処分を行うとき、委員会は、意見を述べるにあたり、当事者から公開による意見の聴取を行うことが定められています。本規程では公聴会の規程と同様、開催にあたって、あらかじめ決議をすることや、討論や評決を行わないことなどを規定しております。

最後に、委員会の傍聴規程でございます。先にご説明しましたが、事務規程の第6条第3項で「委員会の会議は公開とする。」としておりますので、傍聴に関する規程を設けてございます。

以上、駆け足となりましたが、諸規程の説明を終わります。

小久保 只今、委員会の構成、所掌事項の説明が終わりました。ご質問
仮議長 等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なしの声)

ないようですので、第1号議案「会長、会長職務代理者の選出について」を上程いたします。事務局から説明願います。

伊勢田書記 説明いたします。会長、会長職務代理者については、委員会事務規程第4条により、委員による互選となっております。

小久保 ただ今、事務局から説明がありましたが、まず、会長の選出に
仮議長 ついて、如何いたしましょうか。

木元委員 県内水面漁連の会長であり、内水面振興に尽力されている、川口委員にお願いしては如何でしょうか。

小久保 只今、会長は川口委員さんをお願いしては如何でしょうかとい
仮議長 うご発言がありました。ご発言のように、川口委員をお願いする
こととしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしとご賛同を得ましたので、会長は、川口委員さんにお
願いすることに決定いたします。

続きまして、会長職務代理者の選出については、如何いたしま
しょうか。

中垣委員 前期も会長職務代理者であった木元委員さん、経験もございま
すので、今回もお願いしたいと思いますが如何でしょうか。

小久保 只今、会長職務代理者は木元委員さんをお願いしては、という
仮議長 ご発言がありました。ご発言のように、木元委員をお願いするこ
とでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしとご賛同を得ましたので、会長職務代理者につきまし
ては、木元委員さんをお願いすることに決定いたします。

それでは、第 22 期和歌山県内水面漁場管理委員会の会長に
は、川口委員さん、会長職務代理者には、木元委員さんが就任さ
れることに決定いたしました。

改めて皆さんの拍手をもってご就任を承認いただきたいと思います。
これから 4 年間、どうぞよろしく願いいたします。

(拍 手)

これをもちまして、仮議長としての私の任務を終わらせていた
だきます。ご協力、ありがとうございました。

(拍 手) (仮議長退席)

伊勢田書記 小久保委員さん、仮議長ありがとうございました。それでは、会長が決まりました。川口委員さんは、会長席の方へ移動をお願いします。

(会長席へ移動)

第22期の会長、会長職務代理者が選出されましたので、就任のご挨拶をいただきたいと思います。

まず、会長に就任されました川口委員さん、ご挨拶をお願いいたします。

川口会長 ただいま皆様に推挙されまして会長に選出されました、紀ノ川漁協の川口です。甚だ微力ではございますが、委員の皆様のお力添えをいただき、会を運営していきたいと思いますので、ご協力のほど、どうかよろしく願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございます。

(拍手)

伊勢田書記 ありがとうございます。続きまして、会長職務代理者に就任されました木元委員さんにご挨拶をお願いいたします。

木元会長 会長職務代理 ただいま皆様から会長職務代理に推挙されました木元です。誠にありがとうございます。

微力ではございますが、委員の皆様のお力添えを得て、川口会長のもと、職務代理者の職を果たしてまいりたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

(拍手)

伊勢田書記 ありがとうございます。それでは、議事運営規程第4条に基づき、議長は会長が務めることになっておりますので、会長に選任されました川口委員さんに、議長をお願いいたします。それでは、議事の進行をよろしく願いいたします。

川口議長

それでは議事を進めさせていただきます。

はじめに、本日の議事録署名委員を指名いたします。木元委員さん、稲野委員さん、よろしく申し上げます。

次に、第2号議案「議席の決定について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

伊勢田書記

説明いたします。議席の決定方法ですが、現在ご着席いただいております順番は、正面に向かって左側の前席から後席、そして右側の前席から後席というように、委員さんのお名前の五十音順に、仮にお座りいただいております。議席につきましては、会長席を除き、従来から抽選によって決定されています。

事務局が用意しました1番から9番までの番号が入っている封筒から、番号を引いていただいて、議席を決定していただきたいと思います。抽選の順番は、お名前の順とさせていただきたいと思います。

議席番号1番の議席は、稲野委員さんがお座りの所で、5番の議席は、木元委員さんがお座りの所です。また、6番の議席は、小久保委員さんがお座りの所です。9番の議席は、丸山委員さんがお座りの所になります。抽選後の議席は、只今ご説明した議席となりますので、よろしく願いいたします。

川口議長

只今、事務局から説明があったように、各委員の議席につきましては、従来どおり抽選により決定してよろしいかお諮りいたします。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしということですので、そのようにさせていただきます。

伊勢田書記

それでは、席の方まで封筒をお持ちしますので、1枚ずつ引いていただきたいと思います。

(抽 選)

川口議長 議席が決定しましたので、事務局は確認をお願いします。

伊勢田書記 それでは、確認をさせていただきます。まず、結果を読み上げさせていただきますので、結果に基づいて皆様の名札を置き換えます。

それが済みましたら皆様に移動していただきます。ご協力をよろしくをお願いします。それでは、議席の確認をいたします。

議席番号1番梶村委員さん、2番小久保委員さん、3番丸山委員さん、4番大屋委員さん、5番中垣委員さん、6番森岡委員さん、7番藤村委員さん、8番稲野委員さん、9番木元委員さん。繰り返します（もう一度読み上げ）。

以上でございます。それでは、決定した議席順に、まず名札を配置いたしますので、しばらくお待ちください。

（議席順に名札を配置）

それでは、名札の配置ができましたので、委員の皆様には、お手数ですが、資料とお手荷物をお持ちになって、確定した議席に移動をお願いします。

（委員各自移動、議席へ着席）

ご協力をありがとうございました。皆様の移動が終了しましたので、議長、進行をお願いいたします。

川口議長 ありがとうございます。それでは、第3号議案「第五種共同漁業権に係る増殖目標量の設定等について」を上程します。説明をお願いします。

赤松副主査 資源管理課から、令和7年度増殖目標量の設定等について、説明させていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。はじめに、増殖目標量及び令和6年度の増殖実績について説明させていただきます。

漁業法は、内水面の漁業権の免許を受けた者に水産動植物の増殖を義務付けており、増殖目標量は、その増殖が計画的に行われ

るよう、免許を受けた者が年度ごとに果たすべき目標となる数量になります。

増殖目標量は漁場管理委員会が示すこととなっており、9ページから11ページにございます第五種共同漁業権に係る増殖目標量等の取扱い方針、以下、取扱い方針と呼ばせていただきますが、これに基づき算定しています。詳細は後に説明しますが、昨年度の委員会で設定した令和6年度の増殖目標量が、1ページの一覧表になります。

この増殖目標量に対して、各漁協が増殖に取り組んだ実績をまとめたものが2ページから5ページになります。

2ページはアユについてであり、上段の表は増殖目標量、放流実績をまとめており、下段の表は令和5年に行った産卵場造成などの増殖措置をまとめたものであります。取扱い方針では、増殖措置についても増殖実績に加算することとしており、この増殖措置分を加えた放流数が増殖実績となります。上段の表の左から6列目の総放流数がそれにあたります。

この総放流数と左から3列目の増殖目標量を比べていただきますと、ほとんどの漁協で増殖目標量を上回る放流がなされています。しかし、熊野川漁協の和内共第40号では、総放流数が増殖目標量を下回っています。

ここで、総放流数が増殖目標量を下回った場合の措置として、11ページの取扱い方針の6では、増殖経費が前年の60%に満たないときには、県は種苗供給状況、組合経営状況、気象条件等を勘案し、本委員会の意見を聴いて必要があると認められる場合には、漁協に増殖計画を樹立し、増殖するよう命ずることができることと規定しています。

熊野川漁協の直近2年の増殖経費を確認すると、2ページの表に記載のとおりとなっており、令和6年度経費は前年令和5年度経費に対して、熊野川漁協は118.6%であり、60%を下回ってはおりません。

続きまして、3ページから5ページには、アマゴ、モクズガニ、ウナギの順に増殖目標量と放流実績量をまとめてあります。

アマゴについては、古座川漁協、熊野川漁協が増殖目標量を達成できておらず、かつ増殖経費が前年の60%を満たしていませんでした。その理由につきましては、いずれの漁協も種苗の購入

を予定していた種苗生産場において、種苗の生産が不調であったため、予定していた量を手に入らず、他の種苗生産場からの種苗入手を試みたが入手することはできなかったという回答でした。種苗の供給状況から勘案すると、当該2漁協は、増殖を怠っていたとは認められません。

モクズガニ、ウナギについては、実績放流量が増殖目標量を下回り、かつ増殖経費が前年度経費の60%に満たない漁協はありませんでした。

最後に、これら魚種以外にコイが増殖対象魚種としてあり、増殖目標量も設定されています。しかし、コイヘルペスウイルス病が特定疾病になっており、また本委員会指示第1号でコイの持ち出し及び放流等を制限しています。これにより、放流自粛を要請しているところですので、放流実績はゼロであることを申し添えます。

次に、令和7年度の増殖目標量設定について説明させていただきます。6ページをご覧ください。

この表が令和7年度の増殖目標量となります。取扱い方針では、アユ及びアマゴの増殖目標量は、直近3か年の行使者数及び遊漁者数に基づいて算定することとしています。7ページ、8ページがその算定に用いた令和4年から令和6年の行使者数及び遊漁者数をまとめたものです。例年、これらの最近3か年平均を用いて算定した値を増殖目標量として設定しています。

続いて、ウナギ、モクズガニ等の増殖目標量は、漁業権免許時に申請漁協が策定する年間の増殖計画である増殖事業量とすることから、増殖事業量としています。

これをご審議いただきまして、承認いただけましたら、漁場管理委員会会長名で県報に告示されることとなります。

以上で説明を終わります。令和7年度の増殖目標量の設定についてご審議のほどよろしくお願ひします。

川口議長

ありがとうございます。ただいま、第3号議案について説明がありました。ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、第3号議案につきましては、原案どおりの設定とし、この内容につきましては、和歌山県報により、告示してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしということですので、本議案については、そのように決定します。

それでは次に、報告事項に移ります。議題(4)「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告(第五種共同漁業権)」について、説明をお願いします。

赤松副主査 資源管理の状況等の報告について、資源管理課から説明させていただきます。

それでは、資料2の2ページをご覧ください。まず、「1 報告の義務」「2 報告内容」「3 報告対象期間」について説明させていただきます。

報告の義務化については、漁業法第90条第1項及び漁業法施行規則第28条第1項において、漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を1年に1回以上、知事に報告することと定められています。

また、漁業法第90条第2項及び漁業法施行規則第28条第3項において、知事は同報告に係る事項に関する意見を付して1年に1回以上内水面漁場管理委員会に報告することと定められています。

報告内容については、漁業法施行規則第28条第1項で定められています。報告事項は6項目あり、①漁業権の種類及び免許番号、②報告の対象となる期間、③資源管理に関する取組の実施状況、④操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況、⑤団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況、⑥その他必要な事項としております。

報告対象期間については、アユ等の漁期を勘案して、1月1日から12月31日としております。

これらを受けまして、全ての漁業権についての報告を取りまとめましたので、「4 報告結果」について説明させていただきます。

す。まず、(1) 資源管理に関する取組の実施状況について、各漁業権漁場において、漁業権行使規則に定める内容について遵守されるとともに、カワウ等の食害対策及び種苗放流など資源維持増殖等の取組が行われたほか、河川清掃、釣り教室及び体験学習等の取組が行われました。次に、(2) 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用状況についてですが、全ての漁業権漁場における漁場の活用状況が報告されました。

漁業権ごとの報告内容については、次のページの表に記載しています。表の右端の欄の漁場の活用状況、組合員行使権の行使状況について、全ての漁業権漁場において「○」となっており、活用されていることが確認できました。

1 ページに戻っていただいて、一番下「5 報告に係る事項に関する県の意見」をご覧ください。

以上の報告結果の内容から、必要事項について適切に報告が行われ、漁場について概ね適切かつ有効に活用されていると考えます。これで報告を終わります。

川口議長

ありがとうございます。ただいま、報告事項について県から説明がありましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、議題(4)については、以上といたします。

続きまして、議題(5)「その他」に移ります。事務局から報告事項がありますので、説明願います。

伊勢田書記

事務局からの報告事項でございます。参考資料をご覧ください。各都道府県の内水面漁場管理委員会で構成される全国組織「全国内水面漁場管理委員会連合会」以下、連合会といたしますが、最近の連合会の動きを説明させていただきます。

連合会は、東日本、中日本、西日本の3ブロックの協議会に分けられまして、和歌山県はこのうち、中日本ブロックの協議会に所属しています。昨年11月14日に、中日本ブロック協議会が山梨県で開催され、和歌山県を含めた構成府県の15府県が出席し

ました。全ての協議会資料をお配りすると分量が大変多くなるため、ここでは、要点を抜粋した資料を配付してございます。

議案は4つございます。まず、第1号議案「令和7年度提案項目（案）」についてです。文字が小さく申し訳ございませんが、4ページから24ページにございますとおり、毎年、国に対して、外来魚対策をはじめ7項目の要望を行っているのですが、令和6年度の要望結果を踏まえまして、全国の事務局で作成された令和7年度の要望項目案について、中日本ブロック協議会で文案を検討しました。

30ページから46ページのとおり、外来魚対策や鳥類による食害対策など一部の要望項目案について、構成府県から意見が提出されまして、協議会での議論を踏まえ、これらの意見については、全国の連合会事務局に提案していくことが決議されました。

第2号議案の照会・協議事項は、事務的な問い合わせ事項でしたので省略いたします。

続いて49ページをご覧ください。第3号議案「次期役員県について」です。連合会の役員が来年度に改選となりまして、令和7年度から10年度までの役員を各ブロックから選出することになっております。中日本ブロック協議会では、資料のとおり、協議会で決められた順番に従いまして、岐阜県・和歌山県・三重県・静岡県が役員として選出され、4県でどの役員を担当するかくじを引いた結果、和歌山県は、理事と漁場管理検討会の委員を務めることになりました。今後、会長、そして必要に応じて委員の皆様と相談しながら、対応に当たってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

53ページをご覧ください。第4号議案「次期開催県について」ですが、令和7年度の中日本ブロック協議会については、会則に従いまして、大阪府で開催することが決議されました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

川口議長

ただいまの報告について、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ありがとうございます。ないようですので、事務局からの報告は、以上とします。

本日予定していた議題は以上ですが、他に何かございませんか。特にないようでございますので、これにて委員会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。

(午後 2 時 2 5 分 閉会)

以上は審議の内容と相違ないことを認め、記名又は署名の上、押印する。

令和 7 年 2 月 1 2 日

和歌山県内水面漁場管理委員会

議 長

署名委員

署名委員